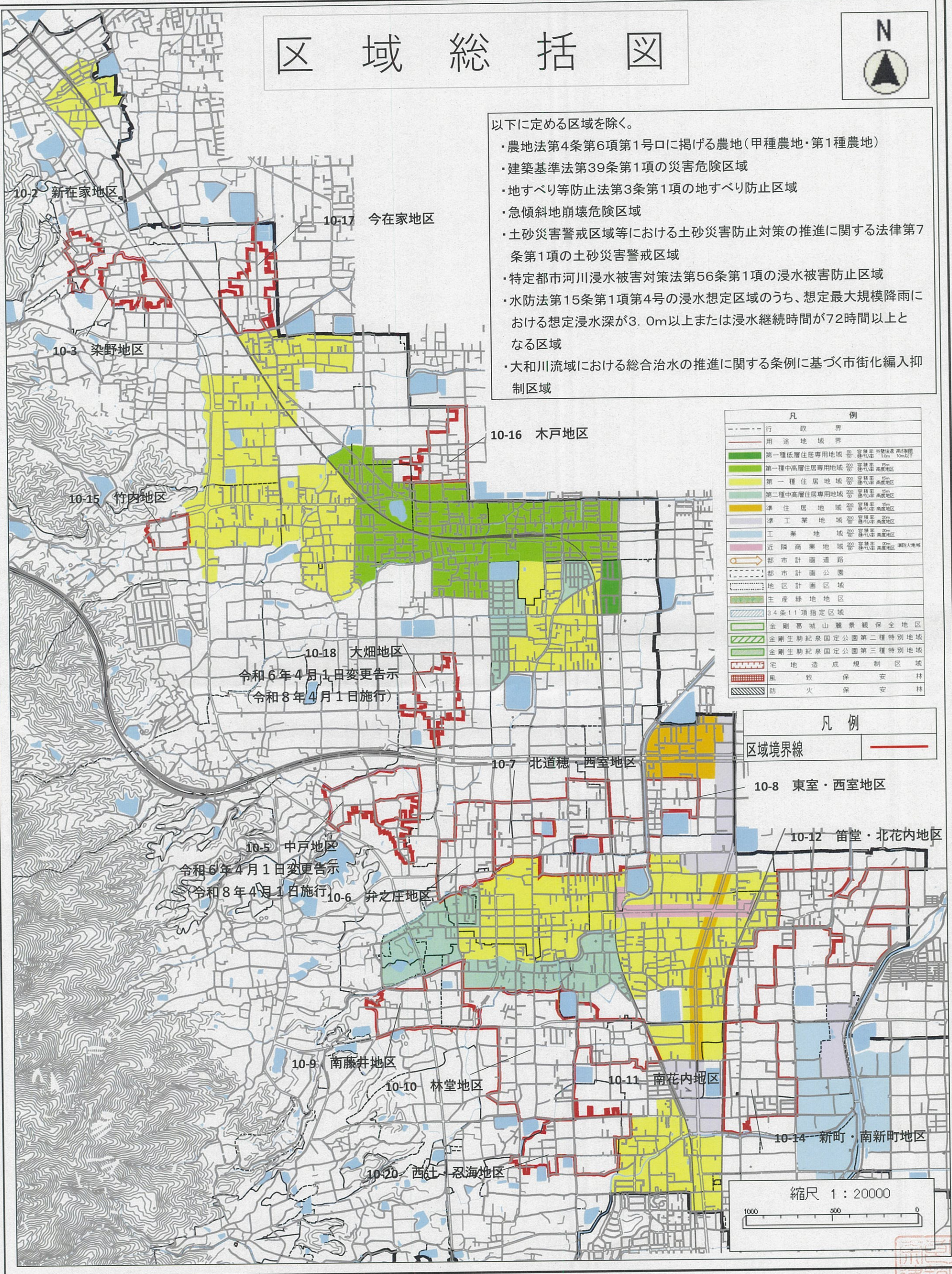


区域総括図



以下に定める区域を除く。

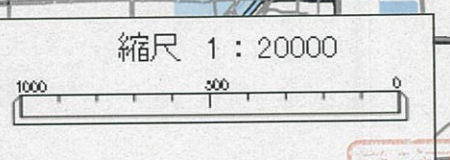
- ・農地法第4条第6項第1号口に掲げる農地(甲種農地・第1種農地)
- ・建築基準法第39条第1項の災害危険区域
- ・地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域
- ・特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域
- ・水防法第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、想定最大規模降雨における想定浸水深が3.0m以上または浸水継続時間が72時間以上となる区域
- ・大和川流域における総合治水の推進に関する条例に基づく市街化編入抑制区域



凡 例	
---	行政界
—	用途地域界
■	第一種低層住居専用地域 (容積率 20% 高さ制限 10m)
■	第一種中高層住居専用地域 (容積率 25% 高さ制限 25m)
■	第一種住居地域 (容積率 25% 高さ制限 25m)
■	第二種中高層住居専用地域 (容積率 25% 高さ制限 25m)
■	準住居地域 (容積率 20% 高さ制限 20m)
■	準工業地域 (容積率 20% 高さ制限 20m)
■	工業地域 (容積率 20% 高さ制限 20m)
■	近隣商業地域 (容積率 20% 高さ制限 20m)
→	都市計画道路
○	都市計画公園
□	地区計画区域
■	生産緑地地区
■	34条11項指定区域
■	金剛葛城山麓景観保全地区
■	金剛生駒紀泉国定公園第二種特別地域
■	金剛生駒紀泉国定公園第三種特別地域
■	宅地造成規制区域
■	風致保安林
■	防火保安林

凡 例	
—	区域境界線

10-8 東室・西室地区
10-12 笹堂・北花内地区



令和6年4月1日最終指定
令和8年4月1日一部施行

